

騒音に係る環境基準の類型を当てはめる地域の区分の変更について

環境基本法に基づき、本市においては生活環境を保全し、人の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準（環境基準）を定めています。

国が定めた騒音に係る環境基準の類型を当てはめる地域の区分は、都市計画法の用途地域の区分に合わせた類型を指定し、その変更はおおむね10年ごととされていますが、本市では騒音の指定地域及び規制区域の区分の変更に合わせて実施しています。

(1) 当てはめる地域の追加（環境基本法第16条）

	対 象 地 区 及 び 面 積		
現 状	都市計画法に定める用途地域（平成22年6月時点）のうち工業専用地域及び暫定用途地域を除いた地域並びに伝統環境保存区域の一部（卯辰山地区）を当てはめている	当てはめる地域の面積	8, 175 h a
変更案	平成27年6月現在までの用途地域の変更により新たに直江地区、大河端地区、南新保町地区、大友地区及び河原市地区の5地区を当てはめる	追加する面積 当てはめる地域の面積	60 h a 8, 235 h a

(2) 当てはめる地域の区分の変更（図8 参照）

○当てはめる地域の区分を変更する地区・・・4地区

- C地域からA地域に基準強化：米泉町地区
- C地域からB地域に基準強化：直江地区、米泉町地区
- A地域からB地域に基準緩和：直江地区
- A地域からC地域に基準緩和：直江地区
- B地域からC地域に基準緩和：直江地区、大友地区、広岡地区

○新たに当てはめる地区・・・・・・・・・・5地区

- A地域：直江地区、大河端地区
- B地域：直江地区、大河端地区、南新保地区、大友地区
- C地域：直江地区、大河端地区、大友地区、河原市地区

【施行日程】

- ・平成28年2月 告示予定
- ・平成28年4月1日 施行予定